「長崎ミュージックフェスマラソン」のデータ等使用に関する取扱要項

1 趣旨

この要項は、長崎ミュージックフェスマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という）が保有する以下のデータ等について、各種団体に使用を承認するための必要な事項を定めるものとする。

【該当するデータ等】

・大会名称

・大会ロゴマークおよびロゴタイプ

・大会の記録写真および動画

・大会ホームページ原稿（文字、画像、動画等を含む）

・その他

2 データ等使用の申請・許可

（1）本データ等を使用しようとする団体は、あらかじめ実行委員会に対し、「長崎ミュージックフェスマラソンデータ等使用申請書」により申請し、許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

（2）実行委員会は、データ等使用の申請があったときは、速やかに審査し、許可条件を満たすと認めたときは、申請した団体に使用を許可するものとする。

（3）前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

（4）実行委員会は、許可した内容について、適正に管理する。

3 審査基準

（1） 団体についての承認基準

使用する団体が以下のいずれかに該当すること。

（ア） 主催団体

（イ） 共催団体

（ウ） 大会パートナー企業等

（エ） その他の団体で実行委員会が認めるもの

（2）使用目的・内容についての承認基準

使用目的・内容が長崎ミュージックフェスマラソンの理解促進に寄与すると認められるものであること。

ただし、次に当てはまるものは対象外とする。

（ア）営利・チャリティーを目的としたもの（大会パートナーは契約条件に準ずる）

（イ）政治的活動、宗教的活動、企業の宣伝活動

（ウ）公序良俗に反するなど不適切と認められるもの

（3）その他の審査基準

以下の基準を満たすこと。

（ア） 団体の所在およびその構成員が明確であること。

（イ） 過去にデータ等使用承認をしたもので承認の条件を履行しなかったものについては、新たに承認をしないことがある。

4 承認の条件

（1）データ等使用承認期間は原則として承認の日から当該年度内とする。

（2）データ等を使用する団体は、申請書に記載した目的以外には使用してはならない。

（3）データ等使用承認後、申請内容に変更があった場合は直ちに届け出ること。

（4）事業終了後は、その結果について報告書（様式任意）を提出すること。

5 データ等使用の取消し

データ等使用の承認基準に反する事実が発生した場合、実行委員会はこれを取消すことができる。

なお、団体に対する通知は、取消し理由を附した文書（様式第１号）により行う。

6 データ等の無断使用

実行委員会は、承認なくしてデータ等を使用された場合は必ず警告書を出すこと。

7 個人情報の取り扱い

実行委員会は、本データ等使用の承認に当たり取得した申請者の個人情報を、適正に取り扱わなければならない。

8 その他

その他必要な事項は必要に応じて別途定めるものとする。